

村山市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 期日 令和5年12月13日（水）午後5時00分～

2. 場所 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（16名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	—	—
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
—	—	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（2名）

9番	太田 一男	13番	高谷 太
----	-------	-----	------

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第54号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第35号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて

報第36号 農地法第18条第6項の規程による通知について

報第37号 非農地証明願について

報第38号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後5時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

おぼんです。今年もあと2週間ほどになってしまいました。今年は、いろんなことがあった1年でした。また、気候変動等いろいろ難儀した年、こんな年は初めての経験だったと思います。

来年がどうなっていくのか先行き心配ではありますが、そんなことも言っていられません。我々、農業委員は一致団結して地域農業の振興などやっていこうと思います。

今年は本当にご苦労様でした。それでは、第12回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

7番 川田 雅紀 委員、8番 原田 浩明 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は83番から87番までの5件で、すべて所有権の移転で地目、面積は田が731㎡、畑が4,431㎡で、合計5,162㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号83番から87番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(12月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14 番委員(高橋 昭)

84, 85, 86 番について、譲受人が取得後に何を耕作するのか教えてください。

事務局(猪藤係長)

84, 85 番については、西瓜、さといもを作っているようです。86 番については、新庄市にお住まいの方が富並の住宅購入と合わせて隣接する農地を買ったものです。自家用野菜を作ることです。

14 番委員(高橋 昭)

84, 85 番については、譲受人は中山町在住とのことだが、こちらに通って農業を行うのか？

事務局(猪藤係長)

こちらに通って農業を行います。譲受人は、大倉出身の方で実家にある機械などを使って、これまでも農業に従事しておりました。

14 番委員(高橋 昭)

86 番については、自家用野菜だけの作付けか？

事務局(猪藤係長)

補足します。西瓜も作付けして親戚に配りたいとお話もしていました。

4 番委員(佐藤 善洋)

87 番について、譲渡人は、大きく農地を増やして農業をやっている方だが、なぜ面積を縮小するのか？

事務局(猪藤係長)

87 番は、以前、譲受人の父親が農地法第 3 条で所有権を移転しておりましたが、登記を変えていなかったため、法務局の指導で以前の第 3 条許可を取り消し、改めて後継者が所有権を移転し直すものです。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございませぬので、原案のとおり可決決定したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 51 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 52 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（意見聴取）」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、17、18 番の 2 件で、地目、面積は、田 9.15 m²、畑 307 m² になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 17 番は、農地を「駐車場」として整備するため、所有権の移転をするものです。

現在、譲渡人が経営する貸駐車場と隣接する農地との境界が斜めになっているため、農地の一部を転用して、境界をまっすぐに整形するものです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第一種中高層住居専用地域」であることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の貯金通帳の写しで確認しております。

申請番号 18 番は、農地を「一般住宅」として整備するため、使用貸借権の設定をするものです。現在、親子で住んでいる自宅近くの親所有の農地を子が借り受けて、新たに住宅を建てるものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の融資見込証明書で確認しております。

いずれも 12 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 52 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、12 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 53 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 54 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 319 番から 505 番の 187 件で、申請内容は、所有権の移転が 6 件、利用権設定の新規分が 181 件で、田 1,248,417 m²、畑 8,022 m²、合計 1,256,439 m²になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号 319 番から 505 番の所有権の移転、利用権設定の新規分について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 13 件あります。

まずは、委員案件 319 番から 322 番、382 番、431 番、433 番、464 番から 466 番、486 番、487 番、500 番を除いた、323 番から 381 番、383 番から 430 番、432 番、434 番から 463 番、467 番から 485 番、488 番から 499 番、501 番から 505 番までの 174 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14 番委員(高橋 昭)

324 番について、対価と 10a 当り対価の金額が 30,000 円と同じ金額になっている。どちらが本当か？

事務局(猪藤係長)

対価が 30,000 円となります。10a 当り対価の金額を 33,700 円に訂正します。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、319 番から 322 番、382 番、431 番、433 番、464 番から 466 番、486 番、487 番、500 番を除いた、323 番から 381 番、383 番から 430 番、432 番、434 番から 463 番、467 番から 485 番、488 番から 499 番、501 番から 505 番までの委員案件を除いた 174 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 54 号の 319 番から 322 番、382 番、431 番、433 番、464 番から 466 番、486 番、487 番、500 番を除いた、323 番から 381 番、383 番から 430 番、432 番、434 番から 463 番、467 番から 485 番、488 番から 499 番、501 番から 505 番までの委員案件を除いた 174 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、319 番から 321 番、500 番の 13 番委員の案件 4 件について審議に入ります。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、319番から321番、500番の4件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第54号の、319番から321番、500番の4件について原案の通り可決決定されました。

続きまして、322番、466番の委員案件2件について審議に入ります。

11番委員はご退席願います。

(11番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、322番、466番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第54号の、322番、466番の2件について原案の通り可決決定されました。

11番委員はご着席ください。

(11番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、382番、487番の委員案件2件について審議に入ります。

10番委員はご退席願います。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、382 番、487 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 54 号の、382 番、487 番の 2 件について原案の通り可決決定されました。
10 番委員はご着席ください。

(10 番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、431 番、433 番の委員案件 2 件について審議に入ります。
4 番委員はご退席願います。

(4 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、431 番、433 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 54 号の、431 番、433 番の 2 件について原案の通り可決決定されました。
4 番委員はご着席ください。

(4 番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、464 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
12 番委員はご退席願います。

(12 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、464 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 54 号の、464 番について原案の通り可決決定されました。
12 番委員はご着席ください。

(12 番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、465 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
6 番委員はご退席願います。

(6 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、465 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 54 号の、465 番について原案の通り可決決定されました。
6 番委員はご着席ください。

(6 番委員 着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、486 番について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしく願いいたします。それでは、委員案件の 486 番について審議に入ります。

青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、486 番について原案のとおり可決決定したいと思います。ですが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 54 号の 486 番について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員 着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

これで議第 50 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 35 号から第 38 号について、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取り消しについて」、報第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規程による通知について」、報第 37 号「非農地証明願について」、報第 38 号「農地改良届出について」について、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取り消しについては、1 番の 1 件、指令番号 50 号にて平成 28 年 6 月 13 日に 3 条許可を受けたものの、その後移転登記を行っておらず、譲受人が亡くなっていることから、法務局の指導を受けて農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を、改めて譲受人の後継者名義で行うため、一旦解約するものです。

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 84 番から 140 番までの 57 件です。田が 214,927.53 m²、畑が 4,873 m²、合計 219,800.53 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるもの 49 件、借り人の都合によるもの 8 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、32 番から 40 番の 9 件で、台帳地目で田 3.3 m²、畑 14,241.01 m²、合計 14,244.31 m²です。申請内容は、耕作不便等により原野化して農地性を失っているもの 6 件ほか、槐を植栽し山林となっていたもの 1 件、宅地の一部(資材置場など)となっていたもの 2 件などです。12 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、7、8 番の 1 件で、田が 5,391 m²、畑が 2,969 m²です。申請の目的は、いずれも盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。

12 月 4 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 35 号から第 38 号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 51 号から第 54 号までの 4 件、報告の報第 35 号から第 38 号の 4 件について、終了します。

終了 午後 6 時 15 分